

なるほどマネー

気になる相続 7

相続すると税金がかかると聞きました。必ず払わなければならないのでしょうか。払うとしたら、いくらになるのでしょうか。

基礎控除額超えた分課税対象

遺産を受け取るすべての人が相続税を納めるわけではありません。一定の額（基礎控除額）を超えたものが対象で、昨年課税されたのは相続件数の約4%にすぎません。

相続納税額の計算方法は複雑なので、具体例で順を追って説明しましょう。

ある男性は、自宅や預金などの財産1億2500万円を残して亡くなりました。葬儀費用500万円は、妻が支払いました。民法で定められた相続人（法定相続人）は、妻と長男、長女の3人です。遺言書はなく、3人は遺産を民法の規定に沿った割合（法定相続割合）で分けることになりました。

さて、ここから計算です。

- 1 基礎控除額
(5千万円+1千万円×相続人の数)
- 2 正味の遺産額を調べる
- 3 課税対象額を出す(2-1)
- 4 課税対象額(3)を法定相続したと仮定して相続額を計算する
- 5 速算表で「計算上の税額」を出す
- 6 計算上の税額(5)の総額を実際の相続割合で分配し、「実際の税額」を出す

相続税の計算方法

相続税の速算表

④の金額	税率	控除額
1千万円以下	10%	—
3千万円以下	15%	50万円
5千万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

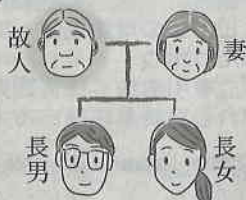
基礎控除額は「5千万円+1千万円×法定相続人の数」と決められているので、相続人が3人なら8千万円になり

ます。この額よりも、「正味の遺産額」が多ければ、その分が課税の対象になります。正味の遺産額とは、相続す

夫を亡くした妻と長男、長女の3人が相続人で、正味の遺産1億2千万円を法定相続した場合

具体的な計算例

- 1 5千万円+1千万円×3(人)=8千万円
- 2 1億2千万円
- 3 1億2千万円-8千万円=4千万円



- 4 妻 : 4千万円×1/2(法定相続割合)=2千万円
長男: 4千万円×1/2×1/2=1千万円(長女も同じ)
- 5 妻 : 2千万円×0.15(15%)=50万円(控除額)=250万円
長男: 1千万円×0.10(10%)=0円(長女も同じ)
- 6 妻 : 450万円(5)の総額×1/2(実際の相続割合)=225万円
長男: 450万円×1/2×1/2=112.5万円(長女も同じ)

配偶者(この場合は妻)には別途、配偶者控除1億6千万円がある。妻が相続した遺産は1億6千万円未満なので納税が免除され、実際の相続税は0円になる

る遺産から、非課税分や控除される財産を差し引いたものです。相続人ごとに正味の遺産額を計算し、合計します。この例では、葬儀費用(500万円)は控除の対象になるので、相続人3人の正味の遺産額は計1億2千万円です。基礎控除(8千万円)を正味の遺産(1億2千万円)が上回るため、差額の4千万円は課税対象になります。

次に、課税対象額を法定相続したと仮定して、相続額を計算します。

このケースの場合、法定相続割合は妻（配偶者）が2分の1、2人の子が4分の1ずつです。4千万円をこの比率で分けると、妻は半分の2千万円になります。長男と長女はそれぞれ1千万円です。

この額をもとに、国税庁の「速算表」を使って「計算上の税額」を出します。妻の2千万円の場合、速算表で税率は15%、控除50万円なので、税額は250万円です。長男と長女の税率は10%、控除0円なので、税額はそれぞれ100万円です。この結果、「計算上の税額」の合計は450万円になります。

納めなければならない「実際の税額」は、この「計算上の税額」の合計（450万円）を実際の相続割合で再計算します。

3人は遺産を法定相続割合で分けたので、妻は450万円の半分の225万円が「実

際の税額」です。長男と長女は各112万5千円です。

ただし、特例があります。

代表的なのが配偶者税額控除です。配偶者が実際に相続する遺産の額が、法定相続分の範囲内か、1億6千万円以下であれば相続税はかかりません。法定相続だったこのケースで、妻が受け取るのは1億6千万円以下です。このため、計算した「実際の税額」は225万円でしたが、納める必要はありません。納税しなくてよい場合も、税務署への申告は必要なので、ご注意ください。

今回の例にはありませんでしたが、生命保険の死亡保険金を受け取る方も多いでしょう。死亡保険金のうち「法定相続人の数×500万円」は非課税扱いになり、正味の遺産額を計算するときに差し引くことができます。これも頭に入れておいてください。

三井住友信託銀行

主席財務コンサルタント

長浜峰巳